○経済産業省告示第二百五十一号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年度における中小企業支援事業の実施に関する計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その要旨を告示する。

平成二十八年十月七日　　経済産業大臣　世耕　弘成

平成28年度中小企業支援計画

Ⅰ．中小企業・小規模事業者を取り巻く環境と課題

我が国経済は、2012年末より持ち直しに転じており、企業収益の拡大が賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結びつくという、「経済の好循環」が回り始めている。しかし、企業と家計の所得増に比べると、設備投資や個人消費など、支出への波及には遅れがみられる。こうした内需の弱さに加え、中国など新興国経済に「陰り」が見えるなど世界経済が不透明感を増していることもあり、2019年10月には消費税率を10％へ引き上げることとし、30か月延期することとした。

中小企業においても、経常利益は過去最高水準に達し、倒産件数は減少し、中小企業の事業者数の減少のペースは緩やかなものとなった。他方で、中小企業の経常利益の拡大は、原材料・エネルギー価格の低下等によるところが大きく、売上の拡大を伴ったものではない。

こうした環境の中で、中小企業・小規模事業者を支援する政策は大きく５つの課題に直面している。

第一に売上高の伸び悩みである。中小企業の売上高は大企業に比べて伸び悩んでおり、中小製造業は横ばい、中小非製造業は建設業以外で低下傾向にある。製造業の生産動向を見ても強い動きとは言えず、非製造業も需要の停滞や大企業、他業種参入による競争の激化が課題となっている。

第二に人手不足である。従業者が１～29人の企業で働く雇用者の数は減少傾向にあり、ここ20年で約212万人の減少となった一方で規模の大きな企業で働く雇用者数は増加しており、従業者500人以上の企業で働く雇用者数はここ20年で約313万人増加した。全体の雇用者数が増加する中、規模の小さな企業で働く雇用者数は減少している。この背景には、依然として規模の大きな企業との賃金の差が縮小しないこと等があると考えられる。

第三に設備投資の伸び悩みである。中小企業が設備投資をしない理由として、足下の2015年では現状設備で十分という理由が68％で最も多く、次いで景気の先行き不透明、借入負担が大きい、と続いている。これらの理由により設備投資が伸び悩んでいるものと考えられるが、結果として設備の老朽化という課題が顕在化してきている。

第四に取引環境の改善である。中小企業の価格転嫁を巡る状況について、交易条件指数を見ると、80年代から90年代にかけては、大企業と中小企業はほぼ連動して推移していたものの、2000年代に入り徐々に大企業と中小企業間に差が生じ、足下でもその差は埋まらずに推移しており、依然中小企業と大企業の間には取引環境に差があることが分かる。

第五に被災地の復旧・復興である。東日本大震災から５年が経過したが、今なお、土地の嵩上げ工事の遅れなどを背景として復旧が遅れている中小企業・小規模事業者や、原子力災害にかかる風評被害等により十分な販路が確保できず、事業の継続が危ぶまれる事業者が存在している。また、平成28年４月に発生した熊本地震は、広範囲にわたって甚大な被害をもたらすとともに、被災地域での事業所の損壊や宿泊のキャンセルなど、中小企業にも甚大な影響が生じることとなった。こうした被災地の状況を鑑み、原子力災害を含む震災からの復旧・復興が一日も早く進むように、引き続き、施設・設備の復旧や新分野需要開拓を見据えた新たな取組等のハード面での支援に加え、事業活動の再開から売上げの安定に至るまでのソフト面での支援を講じることが必要である。

以上の課題に対し、適切な支援施策を講じることで、中小企業・小規模事業者の成長や持続的発展に万全を期していく。

Ⅱ．中小企業・小規模事業者の支援に関する基本方針

今後、さらなる人口減少が見込まれる中、引き続き経済の好循環を維持し、持続的な成長路線をたどっていくためには、企業一社一社の生産性を高め、国内企業の収益力を向上させること、すなわち「稼ぐ力」のある中小企業の層を更に厚くする支援が重要である。こうした中、７月１日には「中小企業等経営強化法」が施行された。

⑴　中小企業におけるＩＴの利活用

人手不足、取引形態の変容等の課題を克服し、売上拡大と費用削減を進め、中小企業が稼ぐ力を高めていくためには、近年発達・普及が著しいＩＴの活用が重要であると考えられる。

⑵　中小企業における海外需要の取り込み

我が国は少子高齢化に伴う総人口、生産年齢人口の減少という構造的な課題から、国内需要は縮小していく可能性がある。他方で、海外市場は拡大しており、また訪日外国人旅行客数も増加傾向にある。さらに、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定の合意を背景に、貿易面も含めて、海外との関係は一層深化していくと考えられる。このような状況を踏まえれば、中小企業の売上拡大のためには、海外需要を獲得することも重要である。

⑶　稼ぐ力を支えるリスクマネジメント

グローバル化や情報化の進展、取引構造の変容等を背景に企業の経営環境は大きく変化している。これまで以上に世界規模で不確実性が増大しており、企業は様々なリスクに直面している。我が国の中小企業が成長・発展を遂げるためには、リスクを許容し成長に向けた投資を行うとともに、将来発生する費用を防止するため、潜在的に抱えるリスクを把握し、そのリスクに適切な対応を行うことが必要である。

⑷　中小企業の成長を支える金融

我が国経済全体の成長を促すには、中小企業がリスクを許容し、販路開拓や生産性の向上を目的とする成長投資を行うことが重要であることに加え、こうした成長投資においては、中小企業への成長投資資金の供給が重要である。

⑸　中小企業の稼ぐ力を決定づける経営力

低収益企業は投資に保守的な傾向が見られるが、高収益企業は、計画的かつ積極的に投資を行い、リスクへの備えも行っている。経営者が理念を明示し、金融機関等外部専門家と連携しながら、現場の意見を聴いて組織的な経営を行い、成長投資と新陳代謝を進め、稼ぐ力を向上させていくことが必要。

なお、本支援計画の策定に当たっては、国、都道府県及び中小機構が、「対話と協力」という基本的な考え方の下で情報交換を行い、それぞれの施策について理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果の最大化を目指すことが重要である。

本支援計画をもとに、都道府県において地域の特性を踏まえた多様な取組みが行われていくことを考えれば、「対話と協力」の重要性は引き続き高まっていくものである。

Ⅲ．国の事業

１．事業の実施体制

国においては、国の各支援事業の実施に当たって、都道府県、中小機構の支援事業と適切な役割分担の下で緊密に連携し、「よろず支援拠点」や認定支援機関、商工会・商工会議所等を有効活用しつつ、中小企業・小規模事業者の経営課題にきめ細かく対応する。また、支援事業の実施状況や成果を把握して、その効果を検証することでＰＤＣＡサイクルを構築し、不断の見直しを行う。加えて、支援を受けた事業者や支援機関などから意見を聴き、中小企業・小規模事業者にとってより利用しやすい事業となるよう、努める。